

資料編

- | | | |
|------------------------------|----|---|
| 1. 貝塚市地域省エネルギービジョン策定の経緯…………… | 資料 | 1 |
| 2. 用語解説…………… | 資料 | 6 |

1. 貝塚市地域省エネルギービジョン策定の経緯

(1) 貝塚市省エネルギービジョン懇話会設置要綱

貝塚市省エネルギービジョン懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貝塚市地域省エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に係る調査及び検討を行うため設置する貝塚市省エネルギービジョン懇話会（以下「懇話会」という。）の組織、運営その他懇話会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、ビジョン策定に係る調査及び検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員11人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内事業者等
- (3) 住民代表者
- (4) エネルギー事業者
- (5) 関係行政機関職員

3 懇話会に、経済産業省職員、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構職員、その他関係者をオブザーバーとして置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、ビジョンが策定されるまでとする。

2 委員がその本来の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境生活部環境政策課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(2) 貝塚市省エネルギービジョン懇話会メンバー

■懇話会委員

区分	役職名（職業）	氏名
学識経験者	和歌山大学准教授 [懇話会会長]	金子 泰純
	甲南女子大学非常勤講師	池田 由起
市内事業者等	貝塚商工会議所 専務理事	南村 明男
住民代表者	貝塚市町会連合会 副会長	和田 明宏
	貝塚市町会連合会 副会長	南川 公宏
エネルギー事業者	大阪ガス株式会社 エネルギー事業部 南部エネルギー営業部 都市エネルギーチーム マネジャー	高月 和義
	関西電力株式会社 大阪南支店 お客様室エネルギー営業グループ 部長	山田 勉
行政機関職員	貝塚市副市長	藤原 龍男
	貝塚市教育長	西 敏明

■懇話会オブザーバー

区分	役職名（職業）	氏名
オブザーバー	経済産業省近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 省エネルギー対策官 課長補佐	笹山 清志
	大阪府住宅まちづくり部 公共建築室設備課長補佐	船富 健志
	財団法人省エネルギーセンター 近畿支部事務局次長	高橋 久光
	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構関西支部 事業管理部 新・省エネグループ 主査	石田 博文

■懇話会事務局

区分	役職名（職業）	氏名
事務局	貝塚市環境生活部長	木岡 新治
	貝塚市環境生活部環境政策課長	田中 豊一
	貝塚市環境生活部環境政策課長補佐	中野 英明
	貝塚市環境生活部環境政策課主査	明瀬 猛
	貝塚市環境生活部環境政策課主査	西出 隆行
	貝塚市環境生活部環境政策課	井田 雅也
	貝塚市教育部学校人権教育課長補佐	鈴木 司郎
	貝塚市建設部建築住宅課主幹	上田 政俊
	(株)地域計画建築研究所(アルパック)計画部長	畑中 直樹
	(株)地域計画建築研究所(アルパック)主任	吉田 久視子
	(株)地域計画建築研究所(アルパック)客員研究員	山口 卓勇

(3) 貝塚市省エネルギービジョン懇話会開催の経緯

■第1回 平成20年8月6日(水) 14:00~16:00

主な内容:平成19年度策定の貝塚市地域省エネルギービジョン(初期ビジョン)の概要について

平成20年度策定の貝塚市地域省エネルギービジョン(重点テーマに係る詳細ビジョン)の業務実施内容・スケジュール等について

■第2回 平成20年10月27日(月) 14:00~16:00

主な内容:環境学習について

市施設の省エネルギー診断について

■第3回 平成20年12月15日(月) 14:00~16:00

主な内容:貝塚市地域省エネルギービジョン(案)について
パブリックコメントについて

■第4回 平成21年1月21日(水) 14:00~16:00

主な内容:パブリックコメント実施結果について

貝塚市地域省エネルギービジョン(最終案)について

(4) 貝塚市省エネルギー推進委員会設置要綱

貝塚市省エネルギー推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貝塚市省エネルギービジョン懇話会が市長に提言した事項を基に貝塚市地域省エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため設置する貝塚市省エネルギー推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ビジョンの策定に関する事務
- (2) ビジョンの推進及び庁内調整に関する事務

(組織)

第3条 委員会は、貝塚市庁議等の設置及び運営に関する規程（昭和44年貝塚市訓令第1号）

第5条第1項に規定する庁議の構成員（市長を除く。）をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、環境生活部を担当する副市長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、環境生活部を担当する副市長以外の副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 委員会に、所掌事務の具体的事項の調査及び推進を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(作業部会)

第6条 幹事会に、幹事会から委任された事項の調査及び推進を行うため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境生活部環境政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

幹事長	環境生活部環境政策課長
幹 事	都市政策部企画課長 総務部庶務課長 建設部建築住宅課長 病院事務局総務課長 教育委員会学校人権教育課長 幹事長が必要があると認めた課長

(5) 貝塚市省エネルギー推進委員会メンバー

■ 構成員

- 委員長 藤原副市長
副委員長 山中副市長
委員 教育長・各部の部長級職員

(6) 貝塚市省エネルギー推進委員会の経過

■ 第1回 書面開催 平成20年8月12日(火)～20日(水)

主な内容：平成20年度策定の貝塚市地域省エネルギービジョンについて

■ 第2回 平成20年11月6日(木) 12:00～12:30

主な内容：環境学習について
市施設の省エネルギー診断について

■ 第3回 平成20年12月18日(木) 12:00～12:30

主な内容：貝塚市省エネルギービジョン(案)について

※平成21年1月29日(木)市庁議により決定

(7) パブリックコメントの実施結果について

■ パブリックコメントの実施方法：平成19年1月施行の「貝塚市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき実施

日時	平成20年12月19日(金)～平成21年1月16日(金)
実施方法	貝塚市環境政策課および市ホームページで閲覧 (市役所の閉庁時は当直室で閲覧可)
意見提出方法	住所・氏名・年齢・性別・意見内容を記入の上、直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法(様式は自由)
実施結果	意見(1件) 意見要旨 本事業の目的として、地球的課題である「持続可能な社会づくり(開発)：Sustainable Development」の一環であることの位置づけがなされていない。自然再生エネルギー活用による地球温暖化防止の観点が多様な環境学習の実践の蓄積があり、それらを編纂して配布・活用すべきである。環境学習の市民参加の視点が極めて弱い。 → 意見を考慮し一部修正

2. 用語解説

インバーター方式

直流電力から交流電力を電氣的に生成する（逆変換する）電力変換装置と制御装置と組み合わせること等により、通常のオン・オフ制御に対し、モーター（コンプレッサー）を多段階に細かく制御する方法。

ESD(Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の構築に関する、さまざまな課題に取り組む為に必要な知識や考え方を学ぶこと。国連において、平成 17 年から 26 年までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」(ESD の 10 年)とし、その下で各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進することが採択された。

エアハンドリングユニット(AHU)(空調機)

大規模空調において、ダクトにより温風・冷風を室内に送り込む機械で、送風機・熱交換器・加湿器・エアフィルター、ケイシングから構成されている。

高周波点灯式蛍光灯(Hf)

インバーターを用い、小電力で明るさを向上させた高効率な蛍光灯。

サーキュレーター

室内の空気を循環させる機械。

ターボ冷凍機

遠心式圧縮機を用いた大型の冷房装置で、ビル空調、工業用等比較的大規模の空調・冷房用として使用されている。

デマンド

高圧、特別高圧で電気を受ける事業所では、30 分最大需要電力計（デマンド計）が組み込まれた電子式の取引用電力量計を取り付けて、電気の使用量を計測している。過去 1 年間で最大の 30 分最大需要電力値をデマンドと呼ぶ。電気料金の基本使用料はデマンドに比例しているため、デマンドを抑えることで電気料金削減につながる。

点灯管方式蛍光灯(FL)

点灯管（グロースイッチ）で点灯させる蛍光灯で、一般家庭で多く普及している。

ヒートポンプチラー

水が蒸発する時、周囲から熱を奪う原理を利用した冷却装置。水を冷媒とし空気熱を利用するので環境負荷が少ない。

VAV(Variable Air Volume, 可変定風量装置)

センサーからの情報により、AHU のインバーターとダクト内のダンパの開閉を自動で制御し、細やかな風量調節を行うもの。これにより空調機の負荷を低減することができ、省エネルギーが可能となる。

VWV(Variable Water Volume, 可変定水量装置)

センサーからの情報により、ポンプのインバーターを制御し、細やかな温水、冷水量調節を行うもの。これにより空調機の負荷を低減することができ、省エネルギーが可能となる。

ラピッドスタート方式 (FLR)

点灯管が存在せず、磁気漏れ変圧器で点灯する。点灯時間が点灯管方式 (FL) より早い。蛍光管は専用のものが必要で、点灯管方式の蛍光灯より太い。

貝塚市地域省エネルギービジョン
(重点テーマに係る詳細ビジョン)

平成21年2月

発 行

貝塚市環境生活部環境政策課

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
TEL 072-423-2151(代表) 072-433-7186(直通)
<http://www.city.kaizuka.lg.jp/kankyo/index.htm>

このビジョンは 300 部作成し、1 部当たりの単価は 640.5 円です。